2018.02.05号

企画・発行 上野税理士法人

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目5-15 荘栄建物ビル8階 TEL 03-6262-1485 FAX 03-6262-1486 E -mail: info@care-mas.com http://www.care-mas.com



次回のセミナー開催が決まり次第、お知らせいたします。

セミナー 情報

# 介護報酬の改定内容が決定

4月からの介護報酬の改定内容が決定した。全体の改定 率は 0.54%のプラスとなる。

今回の改定では、自立支援・重度化防止に重点が置かれ た。例えば、リハビリを強化・充実させる。訪問介護、通 所介護、特養等において、通所リハ等のリハビリ専門職と 連携して作成した計画に基づく介護を評価し、「生活機能 向上連携加算」が新設された。また、特養等の入所者の褥 瘡(床ずれ)発生を予防するため、計画的に管理すること を評価した「褥瘡マネジメント加算」や、排泄に介護を要 する入所者に対して、支援計画を作成し、計画に基づき支 援した場合の評価、「排せつ支援加算」が新設された。

焦点の一つであった訪問介護の生活援助は、マイナス2 単位減にとどまった。また、長時間の通所リハビリテーシ ョンは、時間区分が細分化され、基本報酬の一部が引き下 げられた。

今後、パブリックコメントで意見を募集した後、公布さ れる予定だ。

### 紙オムツを下水道で処理 検討開始

国土交通省は1月31日、「下水道への紙オムツ受入実現 に向けた検討会」を開催。実現に向けて、検討・審議が開 始された。

大人用紙オムツの出荷額は年々増加し、子供用に匹敵す る額となっており、今後も需要増加が見込まれている。一 方で、使用済み紙オムツは、臭い、ゴミ出し、外出先から の持ち帰り等、その保管・処理・処分が悩ましい問題とな っており、介護施設では衛生的な管理(病原菌の感染)、 処理費用が負担になっている。

有識者会議では、ディスポーザーによる処理を検討。オ ムツをトイレ等に設置された投入口から投入。分解装置で 前処理・分解する。5 年後をめどに構想をまとめる方針だ。

### 平成30年度税制改正大綱の概要(資産課税)

### 【事業承継税制の特例の創設】

・平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に 特例承継計画(仮称)を都道府県に提出し、認定を受けた 特例認定承継会社(仮称)に係る事業承継税制について以 下の拡充を行い、平成30年1月1日から平成39年12月 31 日までの贈与または相続等について適用する。

- ・納税猶予対象株式数について、発行済議決権総数の3分 の2とする制限を撤廃する。
- ・相続時の納税猶予割合を80%から100%に引き上げる。
- ・雇用維持要件(5年間平均で雇用の8割を維持)を満た せなかった場合でも、その理由を記載した書類を都道府県 に提出することで、納税猶予を継続可能。
- ・経営環境変化に応じた減免制度を創設し、経営承継期間 経過後の株式の譲渡、合併、解散等について、一定の納税 猶予税額を免除する。
- ・代表権を有する複数の後継者(最大3人)への承継も対 象とする。

## 【小規模宅地等の特例の見直し】

- 持ち家に居住していない者(いわゆる「家なき子」)に 係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、①相続 開始前3年以内に3親等内の親族または特別関係のある法 人が所有する国内の家屋に居住したことがある者、②相続 開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有 していたことがある者、を除外する。
- ・貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸 付事業の用に供された宅地等(相続開始前3年を超えて事 業的規模で貸付事業を行っている者によるものを除く)を 除外する。
- ・介護医療院に入所し、被相続人の居住の用に供されなく なった家屋の宅地等について、相続開始直前に被相続人の 居住の用に供されていたものとして本特例を適用する。
- ・平成30年4月1日以後の相続等により取得する財産に 適用。ただし、貸付事業用宅地等に関する改正は、同日前 から貸付事業の用に供されている宅地等には適用しない。

## 【特定の一般社団法人等に対する相続税の課税の見直し】

- ・特定一般社団法人等の役員である者(相続開始前5年以 内のいずれかの時において役員であった者を含む)が死亡 した場合、その死亡時における同族役員(被相続人を含む) の数で当該法人等の純資産額を除して計算した金額を、当 該法人等が被相続人から遺贈により取得したものとみな して相続税を課税する。
- ・平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡 に係る相続税について適用(同日前に設立された一般社団 法人等は平成33年4月1日以後に適用)。

## 【土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設】

・相続により土地の所有権を取得した者が所有権の移転登 記を受けないで死亡した場合、平成30年4月1日から平 成33年3月31日までの間に相続人等がその死亡した者を 登記名義人とするために受ける移転登記について、登録免 許税を免税とする。